

## 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

---

### (開催要領)

- 1 日時 令和元年11月25日（月）14:28～15:02
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

#### <WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所理事長  
大阪大学名誉教授  
委員 安念 潤司 中央大学法務研究科教授  
委員 八代 尚宏 昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授

#### <関係省庁>

福原 申子 法務省出入国在留管理庁政策課長  
根津 俊太郎 外務省領事局外国人課首席事務官

#### <提案者>

長谷川 勢子 愛知県保健医療局技監  
三寄 章司 愛知県保健医療局健康医務部医務課主幹  
上窪 徹 愛知県政策企画局企画調整部企画課課長補佐

#### <事務局>

森山 茂樹 内閣府地方創生推進事務局次長  
村上 敬亮 内閣府地方創生推進事務局審議官  
蓮井 智哉 内閣府地方創生推進事務局参事官  
永山 寛理 内閣府地方創生推進事務局参事官  
千野 貴彦 内閣府地方創生推進事務局参事官補佐

### (議事次第)

- 1 開会
  - 2 議事 医療ツーリズムの推進のための医療滞在ビザ発給迅速化等について
  - 3 閉会
- 

○蓮井参事官 それでは、二つ目でございます。

法務省、外務省、愛知県の皆様にお越しいただきました。「医療ツーリズムの推進のための医療滞在ビザ発給迅速化について」でございます。前回もワーキンググループでヒアリングをさせていただきました。そのときに色々と御指摘あった点も踏まえて、今日、再度の議論をということでございます。資料につきましては、基本的に今日の御議論、資料

も含めて公開して差し支えないということで、各省と愛知県から伺っておりますが、よろしくございましょうか。

(「はい」と声あり)

○蓮井参事官 では、最初に、この前に委員の先生方の御指摘もあったことを踏まえて、まずは、愛知県から御提案について、さらに若干プラスアルファされたところも含めたと伺っておりますので、最初に愛知県からお話しいただいて、その後に法務省、外務省からの御指摘をいただいて、その後に御議論ということです。

では、八田座長、よろしくお願ひいたします。

○八田座長 お忙しいところお越しくださいましてありがとうございます。

それでは、今、事務局からお話し申し上げたとおり、まずは、愛知県から御提案をもう一度明確化していただきたいと思います。

○長谷川技監 それでは、御説明いたします。よろしくお願ひいたします。

前回の10月18日のワーキンググループでは、外務省、法務省から、我が国の医療技術の高さを国内外にPRして国際貢献を果たし、海外からのインバウンドの増加につながる医療ツーリズムの推進に御賛同の御意見をいただきました。その前提のもとで、外務省や法務省から1ページ上段のような御意見をいただきました。

その上で、医療ツーリズムの推進を目指す愛知県といたしましては、資料の1ページの中段にございますが、有識者委員の方々の意見を基に、必要な規制緩和のイメージを具体化する方向で進めていきたいと考えております。有識者委員の皆様方からの御意見を踏まえまして、本県が考える規制緩和のイメージを下段に記載してございますが、特区が指定する特定の医療機関が、早期治療の必要性を判断した上で、患者の経済力の確認など一定の条件を満たせば、医療滞在ビザの即日発給や短期滞在の期間延長を可能とするというものでございます。

おめくりいただきまして、2ページ、3ページが、ワーキンググループの有識者の方々からの御意見を踏まえました規制緩和のイメージを具体的に検討したものでございます。2ページの上段でございます。外国人患者の早期治療の必要性等を確認する医療機関につきましては、県や国の省庁との協議により「特定医療機関」を事前に指定することとしております。

下段でございます。先日のワーキンググループで御意見をいただきました、外国人患者の本人確認、早期治療の必要性、患者本人と医療機関との合意、治療計画を記載した「要早期治療確認書」により代替するものでございます。

3ページを御覧ください。外国人患者の経済力の確認でございます。患者の経済力につきましては、治療費の事前支払いや身元保証機関により確認が可能と考えております。下段につきましては、医療滞在ビザの有料化による優先審査の流れを記載してございます。こちらは5ページのスキーム図と併せて、また説明させていただきたいと思っております。

4ページを御覧ください。こちらの図は、短期滞在の期間延長の基本的なスキームの案

でございます。この場合は、「特定医療機関」が「要早期治療確認書」を作成することで現行の短期滞在の期間延長の申請書類の一部を代替し、かつ、それがあれば期間の延長が認められるという流れでございます。

最後の5ページでございます。こちらの図は、医療滞在ビザの発給迅速化の具体的なスキーム案でございます。「特定医療機関」が「要早期治療確認書」を作成し、在外公館へ原本をメールすることで、在外公館において事前に審査をしていただくこととしております。本人から直接在外公館にオンライン申請を可能にすれば、代理申請機関を通さなくても申請者に迷惑がかからないことから、ビザの即日発給を目指すという流れでございます。こうした優先審査のために審査の有料化やクレジットカードによる支払いなども御検討いただきたいと存じます。

本県からの説明は以上でございます。

○八田座長 ありがとうございました。

それでは、最初に、法務省から御意見を賜りたいと思います。

○福原課長 法務省出入国在留管理庁の福原でございます。よろしくお願ひいたします。

先般の会合でも御説明をさせていただきましたが、「短期滞在」からの更新と変更についてでございます。更新につきましては、人道上の真にやむを得ない事情がある場合、また、変更については法令でやむを得ない特別の事情がなければ許可しないと規定されているところでございます。

その上で、先般も説明をさせていただきましたとおり、出入国在留管理庁といたしましては、人の健康や生命に関わる問題でもございますので、特区ではなく全国的な措置とすべきではないかと考えているところでございます。

前回のワーキンググループヒアリングにおける委員の先生方からの指摘としまして、一つとしては、検診から入院までのシームレスな対応ができるようにすべきという御指摘をいただきました。

また、もう一つは、やはり医師の判断を尊重すべきというお話をございまして、これに基づいて検討したところでございます。

出入国在留管理庁といたしましては、専門的な知見を有する医師の先生方が早急に入院が必要と診断された場合には、人道上の観点から、一旦帰国することなくシームレスな治療を可能とする必要があるというところですので、こういう場合はやむを得ない事情があるということで、早急に入院が必要との判断があることをもってやむを得ない事情に該当するということを明らかにしていきたいと考えているところでございます。

そこで、「出入国在留管理庁ホームページへの掲載文（案）」というものを席上に配らせていただいているところでございます。これは特区に限定しない全国的な措置とすることを前提としているものでございますけれども、ここに書いてございますような内容をホームページ等に公表することによって、原則としてその医師の判断を尊重し、入院治療が必要とされた場合には、治療期間に応じて対応が変わってくることを明らかにしつつ、在

留期間の更新、あるいは在留資格の変更を柔軟に認めることを明確化したいと考えているところでございます。

そこで、こちらの掲載文でございますけれども、真ん中に○が二つございますが、入院を含めた治療期間が90日以内の場合は、「短期滞在」の在留期間の更新。それが今の段階で長期にわたることが想定される場合は、「特定活動」（医療滞在）への在留資格変更を行っていただくというふうに考えております。

提出書類につきましては、ここに書いてあるとおりでございまして、医師の方からの診断書、それから、いわゆる医療費等の滞在中の経費を支弁できることをきちんと証明していただくことが重要だらうと考えているところでございます。こういった内容で、いわゆるやむを得ない特別の事情として入院が必要という医師の先生方の判断を尊重してこういう対応をするということを今後明らかにすることによって、今回の愛知県からの提案に対応していくことができるのではないかと考えているところでございます。

出入国在留管理庁からは以上でございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

それでは、外務省からお願ひいたします。

○根津首席事務官 外務省の根津でございます。

前回のワーキンググループで、人道的案件として早期処理する場合の基準の明確化についての検討についてお問合せがあったと思います。これにつきましては、査証の申請書類に医師の診断書等が添付されて早期治療を要することが確認できた場合には、人道的案件としてできるだけ速やかに処理を行うよう、内部的な通達を出すことは検討できるかと思います。

その場合でも、審査はどうしても必要でありまして、即日の発給は困難だということを御理解いただければと思います。審査にはどうしても数日は要するということがあります。

それから、この件につきましては、身元保証機関用の医療ビザの取扱い要綱等に明文化することについても、関係省庁とともに検討していきたいと思います。

それから、もう一つの論点としまして、医療滞在ビザの申請書類の簡素化、特に一定の経済力を有することの証明資料の省略についての検討状況ということがありました。これは主に、一旦短期滞在という資格で来日されて、その期間の中で検診等を受けて、その結果、病気が判明したという事例についてのことです。一旦出国してまた再来日する場合に、もう一度医療滞在ビザを申請する場合には、一定の経済力を有することを証明する書類の提出を免除することができないかということについて、関係省庁とともに検討していきたいと思います。

それから、今の出入国在留管理庁からのお話でもありましたけれども、この件につきましては特区として愛知県だけという制限を設けることなく、一般的に実施することを想定しております。

最後に、手数料を徴収した優先審査についての検討状況ということなのですけれども、

私どもの今の検討の中では、早期に治療を要するという場合には、これはあくまで人道的案件として処理することを想定しておりますため、優先的に審査をするための手数料を別途徴収することは不要と考えております。

そもそも、手数料を別途いただいて優先的に取り扱うことについては、法的な面を含めて慎重な検討が必要かと思います。これはいずれにしても将来的な課題として考えていきたいと思います。

外務省は以上です。

○八田座長 ありがとうございました。

まず、愛知県から、今の御回答に関する御質問、御意見を伺いたいと思います。

○長谷川技監 では、失礼いたします。

法務省にもおかれましても、前向きな御検討、御回答をいただきましてありがとうございます。一つ確認させていただきたいと思います。

今、この掲載文を案でいただきまして、誠にありがとうございます。これにおきましては、即刻、期間の延長等が認められる方向性でよろしいかを伺いたいと思います。

続けてよろしいでしょうか。

○八田座長 どうぞ。

○長谷川技監 ホームページにこれを掲載ということでございますが、医療機関等へは個別に通知がやはり必要だと私どもは考えるところでございますが、どのような形であるのでしょうか。入国管理局におかれましては、そちらの所管でいらっしゃいますので何らかの手立てで周知されるということだと思いますけれども、それに加え、早期治療が必要と判断する医療機関にはどのように通知されるのかを確認させていただきたいと思っております。

それから、医療機関を指定するようなことを御検討いただいているかどうかを教えていただければと思います。

法務省におかれましては、今の三つを伺いたいと思います。

○八田座長 今の三つの最後点は、要するに医療機関をある程度限定すべきではないかというのが愛知県のお考えで、それに特区のフレームワークが使えるだらうということだったと思うのです。各省の意見も入れることができるだらうということです。

それで、今法務省と外務省は、その医療機関の限定に関しては特に御意見がなかったようで、医者がいいと言うのならそれでいいではないかという御意見だったように思いましたけれども、それでよろしいわけですね。

○福原課長 はい。

○根津首席事務官 はい。

○長谷川技監 恐縮ですけれども、一つよろしいでしょうか。

○八田座長 どうぞ。

○長谷川技監 全国展開するとしても、こちらの案で出させていただいておりますJMIPの

病院であったりとか、前回に委員から御指摘いただきました先進的医療ができる機能病院とかに限って認めるということも、その全国展開の中でもそういうふうに絞ったほうがいいのではないかと少し考えておりまして、そちらについて、御質問を加えさせていただきたいと思います。

○八田座長 その、いいのではないかという理由はどういうことですか。

○長谷川技監 色々な医療機関が、先進的医療とかだけではなくて色々な医療を幅広く求めて中国からいらっしゃるということで、裾野が広いということも一つあるかもしれませんけれども、信頼できる医療機関、日本でもある程度の先進的医療を受けることが提供でき、そして、JMIPで、海外からの患者においても信頼がおけると言われている医療機関で医療を提供することからまず始めはどうかということを、強く考えたところでございます。

○八田座長 言い換えると、どこでもいいということにすると大変な混雑が起きて、ビザ発給にもすごい手間がかかるだろうし、時間もかかるだろう。そういう手間がある意味で省いて最も重要なところだけに絞るには、先進的なことができる医療機関に限って、ある程度限定したほうがいいのではないかというお考えですか。

○長谷川技監 はい。あとは、JMIPという外国の患者を適切に診ることができますという医療機関においては、先進から他のことも踏まえて、検診等も何でもできるということもありますので、承認されている明らかな病院ということも、自分たちの中には少しイメージを持っているものあります。

○八田座長 ただ、理由なく特定の機関に利益を与えてはまずいと思うので、その理由ですね。要するに、混雑を防ぐためなのか、先ほどもお金で必要性を判断するわけにはいかないとおっしゃるのですけれども、私は本当に必要ならお金を取ってくれればいいと思いますけれども、できないとすれば、そういうことを実際に必要としている医療に限定してできるようにするという意味もあるのでしょうかね。

○長谷川技監 はい。そのあたりもまた考えたいと思います。

○八田座長 では、今おっしゃったことの、速さに関することですけれども、今の3点に関して、それぞれ法務省の御意見はありますでしょうか。

○福原課長 3点いただきました。

まずは、即とおっしゃるのは、審査の期間のことだろうと思います。当然現場ではたくさんのお問い合わせを受け付けているということはございますけれども、案件によって迅速に処理すべきものについては迅速に処理するという対応をさせていただいておりますので、ここは個々の判断によるだろうと考えております。

また、次の通知でございますけれども、出入国在留管理庁としましては、基本的にはこういう基準で判断しますということを公表する予定です。ですので、医師の方から入院が必要という診断書を出された方については「短期滞在」、あるいは「特定活動」（医療滞在）で滞在することができるのでこういう手続を取ってくださいということを法務省のホ

ームページで公表させていただきたいと考えております。

個々の医療機関への通知ということについては、現段階では特に考えておりませんが、そこは関係省庁にこういう措置を取りますということはアナウンスさせていただきますので、そこで必要があれば、医療機関への通知という対応は取っていただけるのかもしれませんが、いずれにしても法務省から個々の医療機関に対する通知ということは、現時点では考えておりません。

それから、最後の特定医療機関に絞ったほうがいいのではないかという御意見でございますけれども、今政府全体で外国人材を積極的に受け入れるという中での環境整備をしておりまして、そのための総合的対応策というのも昨年の12月に取りまとめられたところでございます。その中にも、医療機関における外国人材の受入れ環境整備、例えば、医療通訳でありますとか、あるいはその拠点となる医療機関にそういった色々な体制を整えることも含めて、全国で対応していただいているものだろうと考えているところでございます。

そういういた様な対応の中で、本件についても解決していただければと思います。これは本当に個々のケース・バイ・ケースで、もしかしたら、外国人の患者の方がある程度日本語がお得意な方かもしれませんし、必ずしもそういう特別な体制がなくてもいい方かもしれません。あとは、それぞれの病気の色々な特性等をその病院で判断をされて、この病院で入院して治療をすることができ、本人もそれに満足されているということであれば、法務省からこの病院でなければダメなのだという理由付けは中々難しいのかなと考えているところでございます。

○八田座長 それでは、外務省はいかがでしょうか。

○根津首席事務官 特に今の点について追加すべきことはございません。

○八田座長 医療機関をどうやって特定するかということに関しては、元々これは自由診療が主なのですよね。ですから、結構お金がある人が来るのですけれども、それがひょっとして、医療を口実に来る人があっては困るというのが元来の心配だったのではないかと思うのです。それが、いやどこの医者でもいいですよと、数はいっぱい来てもそれは何とかしますからというのは、今までおっしゃっていたこととちょっと違うような気もするのです。

○根津首席事務官 ごもっともな指摘だと思います。だからこそ審査にはやはり何日か必要だということになるのではないかと思います。

○八田座長 いや、そこで審査できるものですかね。むしろ医療機関を絞ったりしたほうが、審査期間をうんと短くできるのではないかですか。

○根津首席事務官 そうですね。ただ、医療機関をどう絞るかというのは、外務省として検討できる分野では必ずしもないかもしれません。

○八田座長 ですから、それが事前にできていれば、外務省の労力が減るわけですから、そういう仕組みにしてほしいというふうに言わわれれば、それはそれでなるほどなという気がしますけれども、そちらのほうの医療機関のほうは無限定で、こちらのほうは審査に時

間を随分かけますよというのは、誰も得をしないような仕組みだという気がするのです。

○根津首席事務官 人道的な案件については、決して長い時間をかけないようにできるだけの努力をするということかと思います。

○八田座長 ですから、それに対して、これは他の方の意見も伺わなければいけないけれども、不必要に無駄なエネルギーを外務省がかける必要はないと思うのです。そういう意味では、今のことを私だけが話し過ぎてもよくないので、愛知県として、他に追加することはございますか。

○長谷川技監 ありがとうございます。外務省のほうに一件お願ひいたします。

基本的には今はそういうお考えがないということでありましたけれども、即日の発給困難ということも御説明を聞いておりまして十分に分かりますが、本県が提案しております医療機関からの要早期治療確認書等を電子ファイルで在外公館に送付することによって必要な審査を事前に行うことができれば、申請を受け付けてからの即日に近い発給が可能ではないかと私どもは考えました。

また、全国措置ではなく特区ということで実証するということで、医療滞在ビザ早期の発給のスキームの検証をしていただくのはどうかと考えました。

本県の提案といたしましては、先ほどのところにもございます、1番として要早期治療確認書による事前審査。二番目として、在外公館へのオンライン申請。3番目として、手数料制度といった手段を提案してございますが、必ずしも3点セットといったスキームにこだわっているものではございません。可能なものから特区で実証して、全国的な導入に向けた検証をすることについても御検討いただきたいとお願いしたいと考えているものでございます。

○八田座長 これについてはどうでしょうか。実は、この直前に農家のレストランを許可するというのが農地法の例外としてあって、特区ができるということで何年かやってきたのです。そして、色々なチェックポイントについてチェックされて、農林水産省としてはいよいよこれを特区だけではなくて全国展開しますということでした。それはチェック要件を決めていまして、そのチェック要件ごとにチェックしてみたら、特区での実験でうまくいきましたということで全国展開されたのです。そういう例もございますので、全く特区にこだわるわけではないですが、色々な意味で早くできるような仕組みを考える上で、そういう実験が役に立つかもしれないですね。

今はちょっと余計なことを申しました。

まず、外務省、どうぞ。

○根津首席事務官 どうしても繰り返しになってしまって恐縮なのですが、人道的な案件、特に医師の診断書等によってそれが証明されているような案件については、人道的理由でできるだけ早く発給することはもちろん検討できると思います。それについて、内部的なものですけれども、通達は出すことはできるかもしれません。

ただ、それでも即日というのは中々困難で、どうしても何日かかるってしまうことは御

理解いただければと思います。

○八田座長 それでは、八代委員、どうぞ。

○八代委員 もちろん常に即日で出すことは非常に難しいと思うのですが、例えば、この場合の一つの問題は、普通の短期滞在で来た人が期限の切れる寸前に深刻な病気が見つかり入院したときに、即日でないと結局は国に帰らないといけないわけです。ですから、それを人道的理由で避けることが目的であれば、こういうことが可能かどうかは分かりませんが、ビザは切れたけれども、次のビザを発行するまでに数日かかる不法滞在として認めないという措置はないのでしょうか。帰らなくてもいいということです。

○福原課長 基本的には、そういう場合には不法残留にならないようにという措置がございますし、仮に在留期限ぎりぎりに申請があって何日か審査があってといふことがあれば、そこは不法残留になるかならないかということも考慮して、きちんと措置をさせていただいております。

○八代委員 逆に愛知県のほうに聞きたいのですが、もし、そういう弾力的な措置が可能であれば、必ずしもビザの発行が即日でなくてもいいということは言えるのでしょうか。

○長谷川技監 ありがとうございます。お時間を取らせまして申し訳ありません。

基本的には私どもも最初から資料を作らせていただいている中で、なるべく即日ということで、必ず即日という要求ではない中で動いてきておりますので、それのみならず、スキームとしてより早くできる方法を提案させていただいている状況だというふうに考えております。

○八田座長 ですから、今色々な案が出て、特に八代委員が言われたような、本当に緊急でないときには治療を受けるけれども、後で審査が通るまでの間、ここにいることを決して非合法ではなくて何らかの条件付きで認めてもらうという仕組みを、今の口頭だけでは中々はつきりしないかもしないので、具体的にどこまで明確であれば予想可能でいいという案を、うちの事務局にもお伝えいただき、それも含めて御検討いただければと思います。

そうすると、その一方、外務省のほうもできるだけ急いでいただいて、しかも、そういう多少待つというのとうまく整合できれば、うまく行くかもしれませんね。

安念委員、何かありませんでしょうか。

○安念委員 医療施設について特段の限定をなし難いというのが両省のお考えですが、これは医療行政を司っておられるのではない立場として誠にごもっともだと思うのです。ただ、これは医療ツーリズムの振興とともに、人道的措置をも取りたいということですので、やはり医師の判断が非常に大きな重みを持つという考え方には立っているのではないかと思うのです。それが、がんセンターもクリニックもみんな法的に同じというのはちょっとおかしい。一番考えられるのは、がんの疑いが強いという場合だと思うのですが、そうした場合に、多くのクリニックは内視鏡の検査もやっていないし、CTもないわけですね。そういうところで、「がんだ」と言って、「いやそれなら、がんだと言っているのならが

んだろ」というのはちょっとどうかなと思います。

結局、そうすると、医師の診断書よりも従前のそれぞれの各省で行っておられた審査のほうが大切だということになってしまって、医師の診断書を持っている重みは減ってしまうのではないかという懸念も私は感じました。

○八田座長 私も正直言って、ちょっと驚いたのです。これでは一番心配することが起きてしまうのではないかと思いました。

○安念委員 やはり、世の中には悪い人もいますからね。

○八田座長 そうですね。もちろんそれを特区でやらなくてもいいのですけれども、それなりの対応方法があるだろうと。ただ、特区でやると最初からお役所も自治体も関与できますから、事業主体の選別にかなり客観性が出てくるのではないかと思います。

○安念委員 もちろん今御回答いただく必要はないです。

○八田座長 もちろんそうですね。

では、これはどうしたらしいですかね。別に厚生労働省は直接関係ないのですよね。ただ、この間のワーキンググループヒアリングで医療関係者からの御意見は、医療機関の限定ということはやはり相当に重要だという御指摘があったと思います。

○蓮井参事官 そうですね。そういう意味では、どうすればいいのでしょうかね。

○永山参事官 厚生労働省の所管部局とも意見交換しまして、今安念委員がおっしゃったような問題意識も踏まえて議論させていただき、また、愛知県と、法務省と外務省両省の御検討事項を至急に詰めさせていただきまして、整理したいと思います。

○八田座長 それから、繰り返し申し上げて、別に特区にこだわるわけではないのですが、特区は排除すべしというものでもないだろうと思いますので、もし、そういう検討の結果、特区のフレームワークが結構有効に制限できるというように、非常に人道的に重要なものだけに限らずそうだということでしたら、それも御検討願いたいと思います。

それでは、事務局のほうで付け加えることはありますか。

○蓮井参事官 ただ今御指摘のとおり再度整理したいと思います。ありがとうございます。

○八田座長 今日はお集まりいただいたて、色々な意味で前進があったと思いますので、どうもありがとうございました。またこれからよろしくお願ひいたします。